

予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表について（通知）

一部の建設工事における標記の見積設計単価等については、入札公告時点では非公表としているところですが、入札に係る積算条件の一層の透明性・公平性確保のため、今後は下記のとおり一部公表をすることとしますので、皆様への周知をお願いします。

記

1 適用範囲

建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち請負対象設計額が2,000万円以上の土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

2 公表する単価等

(1) 下松市及び下松市上下水道局が採用している積算基準に定めがないため見積等により決定した見積資材単価及び見積単価

(2) スライド単価

(3) 借地料及びその他、特筆すべき積算条件（協会歩掛）等

(4) 下松市上下水道局設計積算水道資材単価表

※下松市上下水道局設計積算水道資材単価表は、四半期ごとに見直しを行うこととし、下松市上下水道局で閲覧のみ行う。

3 公表の方法

入札公告時の添付資料の「積算設定条件書」備考欄として記載する。

4 公表する内容

(1) 設計単価（スライド単価も含む。）

資材名・規格・単位・採用単価を明示する。

(2) 歩掛

工種・歩掛構成（名称、規格、単位、数量）・日当り施工量等を明示する。

(3) 借地料及びその他、特筆すべき積算条件等

契約条件として設計図書（特記仕様書、図書等）に定めた内容以外で、積算上の特筆すべき条件を明示する。

ア 仮設材や現場発生品等の運搬については、設計図書に明示していない積算上の条件等を明示する。

イ 仮締切工、足場工、水替工などの仮設工については、積算上の規格や仮設期間（対象工種及び数量等を含む。）を明示する。

ウ 借地料については、積算上の借地単価や借地期間（対象工種及び数量等を含む）を明示する。

(4) 下松市上下水道局設計積算水道資材単価表から採用と明示する。

5 留意事項

(1) 単価公表は、採用した単価及び歩掛のみとし、見積先は明示しない。

(2) 次の単価等については、引き続き非公表とする。

ア 物価資料により決定した単価

イ 見積先から非公表の条件が付された場合の単価

6 適用期日

平成30年7月1日の工事から適用。

7 経過措置

平成30年7月1日以後に指名通知及び公告等を行った工事に適用し、日月前に指名通知及び公告等を行った工事には適用されません。

「問い合わせ先」

契約監理課 技術監理係

電話：0833-41-1813